

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編） 新旧対照表

現 行	改正後																																																																																																																																																																																																																																
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p style="padding-left: 20px;">機関の名称</p> <p style="padding-left: 40px;">13 びわ湖放送株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>14</u> 一般社団法人滋賀県LP ガス協会</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>15</u> 一般社団法人滋賀県建設業協会</p> <p>第3節 地勢と気象</p> <p>第2 気象（彦根地方気象台）</p> <p>2 滋賀県の気象</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 風</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>彦根における平均風速と日最大風速、日最大瞬間風速の極値 単位(m/s)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">要素</th> <th colspan="7">月</th> <th colspan="3">年</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> <th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>年</th> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>平均</u></td> <td colspan="13"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">日最大風速</td> <td colspan="13">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">最大瞬間風速</td> <td>風 向</td> <td colspan="7"></td> <td><u>南西</u></td><td><u>南西</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>南西</u></td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td colspan="7"></td> <td><u>31.4</u></td><td><u>42.5</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>42.5</u></td> </tr> <tr> <td>起 年</td> <td colspan="7"></td> <td><u>2003</u></td><td><u>1950</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>1950</u></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td colspan="7"></td> <td><u>9</u></td><td><u>3</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>9月3日</u></td> </tr> </table> <p>(注)平均風速は1981年から2010年まで 最大風速は1894年から <u>2017年</u>まで 最大瞬間風速は1920年から <u>2017年</u>までの資料による。</p>	要素		月							年			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	<u>平均</u>															日最大風速		(略)													最大瞬間風速	風 向								<u>南西</u>	<u>南西</u>				<u>南西</u>	風 速								<u>31.4</u>	<u>42.5</u>				<u>42.5</u>	起 年								<u>2003</u>	<u>1950</u>				<u>1950</u>	日								<u>9</u>	<u>3</u>				<u>9月3日</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p style="padding-left: 20px;">機関の名称</p> <p style="padding-left: 40px;">13 びわ湖放送株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>14</u> <u>株式会社エフエム滋賀</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>15</u> 一般社団法人滋賀県LP ガス協会</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>16</u> 一般社団法人滋賀県建設業協会</p> <p>第3節 地勢と気象</p> <p>第2 気象（彦根地方気象台）</p> <p>2 滋賀県の気象</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 風</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>彦根における平均風速と日最大風速、日最大瞬間風速の極値 単位(m/s)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">要素</th> <th colspan="7">月</th> <th colspan="3">年</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> <th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>年</th> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>平均風速</u></td> <td colspan="13"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">日最大風速</td> <td colspan="13">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">最大瞬間風速</td> <td>風 向</td> <td colspan="7"></td> <td><u>東南東</u></td><td><u>南東</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>南東</u></td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td colspan="7"></td> <td><u>34.0</u></td><td><u>46.2</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>46.2</u></td> </tr> <tr> <td>起 年</td> <td colspan="7"></td> <td><u>2018</u></td><td><u>2018</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>2018</u></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td colspan="7"></td> <td><u>23</u></td><td><u>4</u></td> <td colspan="3"></td> <td><u>9月4日</u></td> </tr> </table> <p>(注)平均風速は1981年から2010年まで 最大風速は1894年から <u>2018年</u>まで 最大瞬間風速は1920年から <u>2018年</u>までの資料による。</p>	要素		月							年			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	<u>平均風速</u>															日最大風速		(略)													最大瞬間風速	風 向								<u>東南東</u>	<u>南東</u>				<u>南東</u>	風 速								<u>34.0</u>	<u>46.2</u>				<u>46.2</u>	起 年								<u>2018</u>	<u>2018</u>				<u>2018</u>	日								<u>23</u>	<u>4</u>				<u>9月4日</u>
要素			月							年																																																																																																																																																																																																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年																																																																																																																																																																																																																			
<u>平均</u>																																																																																																																																																																																																																																	
日最大風速		(略)																																																																																																																																																																																																																															
最大瞬間風速	風 向								<u>南西</u>	<u>南西</u>				<u>南西</u>																																																																																																																																																																																																																			
	風 速								<u>31.4</u>	<u>42.5</u>				<u>42.5</u>																																																																																																																																																																																																																			
	起 年								<u>2003</u>	<u>1950</u>				<u>1950</u>																																																																																																																																																																																																																			
	日								<u>9</u>	<u>3</u>				<u>9月3日</u>																																																																																																																																																																																																																			
要素		月							年																																																																																																																																																																																																																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年																																																																																																																																																																																																																			
<u>平均風速</u>																																																																																																																																																																																																																																	
日最大風速		(略)																																																																																																																																																																																																																															
最大瞬間風速	風 向								<u>東南東</u>	<u>南東</u>				<u>南東</u>																																																																																																																																																																																																																			
	風 速								<u>34.0</u>	<u>46.2</u>				<u>46.2</u>																																																																																																																																																																																																																			
	起 年								<u>2018</u>	<u>2018</u>				<u>2018</u>																																																																																																																																																																																																																			
	日								<u>23</u>	<u>4</u>				<u>9月4日</u>																																																																																																																																																																																																																			

現 行	改正後
<p>3 気象と災害 (1) 台風災害 (略) 滋賀県に災害をもたらした顕著な台風(昭和元年以降) 表 (略) 資料：滋賀県災害誌 (略)</p>	<p>3 気象と災害 (1) 台風災害 (略) 滋賀県に災害をもたらした顕著な台風(昭和元年以降) 表 (略) 資料：滋賀県災害誌、<u>滋賀県消防防災年報 (平成 26 年版)</u> (略) <u>(4) 竜巻災害</u> <u>平成 30 年 6 月 29 日 13 時 40 分頃、米原市北方地区で突風が発生し、夫馬、朝日、井之口地区を北上し、13 時 40 分頃に井之口地区で消滅した。この突風による被害範囲は長さ約 3.6km、幅約 200m であり、人的被害は負傷者 8 名、住家の半壊 6 件を含む 120 戸の住家被害や多数の倒木が確認された。</u> <u>彦根地方気象台の調査では、この突風は竜巻と推定された。突風の強さを表す日本版改良藤田スケールでは JEF2 に該当し、風速約 65m/s と推定された。</u> <u>当日の気象状況は、日本海に停滞する梅雨前線に向かって、温かく湿った空気が流れ込み、滋賀県では大気の状態が非常に不安定となり、雷注意報及び突風と落雷に関する滋賀県気象情報が発表されていた。</u> <u>突風が発生した時刻には、米原市付近では活発な積乱雲が通過中であり、突風発生直後の 13 時 51 分に滋賀県北部に滋賀県竜巻注意情報第 1 号が発表されていた。また、周辺府県にも竜巻注意情報が発表されていた。</u> <u>(参考：彦根地方気象台「現地災害調査報告」および米原市調査)</u></p>

現 行	改正後
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第2 水害防止対策（土木交通部、総合政策部）</p> <p>1 計画方針</p> <p>水防法に基づき、洪水予報指定河川・水位周知河川の拡充および洪水浸水想定区域の指定・公表を行い、被災時の被害を最小限に抑えるよう努める。</p> <p>3 事業計画 (略)</p> <p><u>県は洪水予報指定河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について特別警戒水位を定め、これに達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p><u>県は洪水予報指定河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、洪水浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町長に通知する。</u></p> <p><u>さらに、着実に流域治水を推進するための基礎情報として、河川だけでなく身近な水路のはん濫なども想定し、人々の暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を表示した「地先の安全度マップ」を作成・公表している。</u></p> <p><u>また、水災防止活動を効果的に行うためには情報の共有化が重要であり、そのために県が観測する雨量・水位情報や水位到達情報等を状況共有できるよう、県はシステムの構築に努める。また、市町の避難情報発表の判断の目安となる基準の作成や、各地区における避難のための取組に協力するなど、市町に対し必要な支援を行う。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第2 水害防止対策（土木交通部、総合政策部）</p> <p>1 計画方針</p> <p>水防法に基づき、洪水予報指定河川・水位周知河川（以下「<u>洪水予報河川等</u>という。）の拡充および洪水浸水想定区域の指定・公表を行い、被災時の被害を最小限に抑えるよう努める。<u>あわせて、洪水氾濫による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした大規模氾濫減災協議会等を組織し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>3 事業計画 (略)</p> <p><u>県は、洪水予報指定河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について特別警戒水位を定め、これに達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p><u>県は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町への情報提供や助言に努める。</u></p> <p><u>県は、洪水予報河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、洪水浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町長に通知する。また、着実に流域治水を推進するための基礎情報として、河川だけでなく身近な水路の氾濫なども想定し、人々の暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を表示した「地先の安全度マップ」を作成・公表している。</u></p> <p><u>水災防止活動を効果的に行うためには情報の共有化が重要であり、そのために県が観測する雨量・水位情報や水位到達情報等を状況共有できるよう、県はシステムの構築に努める。また、市町が洪水予報河川等について具体的な避難勧告等の発令基準を設定する際や洪水予報河川等以外の河川について避難勧告等の発令基準を策定する際、各地区における避難のための取組について、県は市町に対し必要な支援や助言等を行う。あわせて、水防管理者が洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認め浸水被害軽減地区に指定するときは、県は必要な情報提供や助言等を行う。</u></p>

現 行	改正後
<p>第6 下水道施設整備計画（琵琶湖環境部）</p> <p>2 現況 県内各市町による雨水排水施設整備事業は、5～10年に一度の大雨を対象として実施しており、計画面積約7,206haに対して平成28年度末の整備済み面積は約3,679ha（整備率51%）となっている。 （略）</p> <p>第2節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 地すべり対策（土木交通部、農政水産部、琵琶湖環境部）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 土木交通部 国土交通省所管分の危険箇所については、その緊急度に応じ、社会資本総合整備計画に位置づけ、<u>危険箇所について</u>、地すべり防止施設を整備する。</p> <p>第2 土石流対策（土木交通部）</p> <p>2 現況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また対策が必要な土石流危険溪流は、<u>1,892</u>溪流におよび、3万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。 このため本県においては、平成26年度末現在で<u>1,399</u>箇所、<u>32,907</u>haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。</p> <p>3 事業計画 計画方針に基づき、国庫補助、県単独事業により以下の各対策施設工事を実施する。</p> <p>(1) 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事 (2) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工 (3) 渓床の安定をはかるとともに、渓岸の浸食崩壊を防止するための床固工、護岸工</p>	<p>第6 下水道施設整備計画（琵琶湖環境部）</p> <p>2 現況 県内各市町による雨水排水施設整備事業は、5～10年に一度の大雨を対象として実施しており、計画面積約7,742haに対して平成29年度末の整備済み面積は約4,136ha（整備率53%）となっている。 （略）</p> <p>第2節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 地すべり対策（土木交通部、農政水産部、琵琶湖環境部）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 土木交通部 国土交通省所管分の危険箇所については、その緊急度に応じ、社会資本総合整備計画に位置づけ、地すべり防止施設を整備する。</p> <p>第2 土石流対策（土木交通部）</p> <p>2 現況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また対策が必要な土石流危険溪流は、<u>2,129</u>溪流におよび、3万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。 このため本県においては、平成29年度末現在で<u>1,406</u>箇所、<u>32,912</u>haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。</p> <p>3 事業計画 計画方針に基づき、国庫補助、県単独事業により以下の各対策施設工事を実施する。</p> <p>(1) 渓床の安定をはかるとともに、渓岸の浸食崩壊を防止するための床固工、護岸工 (2) 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事 (3) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工</p>

現 行	改正後
<p>第3 急傾斜地の崩壊対策（土木交通部）</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>平成 27 年度末現在で <u>510 箇所</u>、<u>699ha</u> の急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。なお、これ以外の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などで点検パトロールを実施し、緊急性の高い箇所から指定を行い、その管理の強化に努める。</p> <p>第4 総合土砂災害対策（土木交通部）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(3) 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>ア 土砂災害警戒区域等の指定 (略)</p> <p>平成 28 年度末現在の指定状況は下記のとおり。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 <u>1,783 箇所</u> ・急傾斜地の崩壊 <u>2,320 箇所</u> ・地滑り <u>4 箇所</u> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 <u>952 箇所</u> ・急傾斜地の崩壊 <u>1,963 箇所</u> <p>第5 道路の落石・崩壊等対策（土木交通部）</p> <p>2 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が管理する道路 <u>22 箇所</u> ・<u>県道路公社が管理する道路</u> <u>37 箇所</u> <p>第9 地籍調査事業（県民生活部）</p> <p>2 現況</p> <p>地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町が事業実施主体として取り組んでいる。しかし、本県の進捗率は<u>平成 28 年度末</u>で 14%と全国平均 52%を大きく下回っている。</p>	<p>第3 急傾斜地の崩壊対策（土木交通部）</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>平成 30 年度末現在で <u>519 箇所</u>、<u>708.5ha</u> の急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。なお、これ以外の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などで点検パトロールを実施し、緊急性の高い箇所から指定を行い、その管理の強化に努める。</p> <p>第4 総合土砂災害対策（土木交通部）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(3) 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>ア 土砂災害警戒区域等の指定 (略)</p> <p>平成 29 年度末現在の指定状況は下記のとおり。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 <u>1,984 箇所</u> ・急傾斜地の崩壊 <u>2,713 箇所</u> ・地滑り <u>29 箇所</u> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 <u>1,071 箇所</u> ・急傾斜地の崩壊 <u>2,290 箇所</u> <p>第5 道路の落石・崩壊等対策（土木交通部）</p> <p>2 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が管理する道路 <u>11 箇所</u> <u>(削除)</u> <p>第9 地籍調査事業（県民生活部）</p> <p>2 現況</p> <p>地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町が事業実施主体として取り組んでいる。しかし、本県の進捗率は<u>平成 29 年度末</u>で 14%と全国平均 52%を大きく下回っている。</p>

現 行	改正後
<p>第3節 風害予防計画</p> <p>第1 計画方針 風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。</p> <p>第2 監視・情報収集体制の整備 (1) 台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、市町および関係機関と連携した監視体制に入る。 (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。</p> <p>第3 各機関における対策 (1) 一般予防対策 公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事中建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。</p>	<p>第3節 風害予防計画</p> <p>第1 計画方針 風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。 <u>また、竜巻や突風等については、県民への注意喚起を行うとともに、県民生活への影響を最小限にするための対応を図る。</u></p> <p>第2 監視・情報収集体制の整備 (1) 台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、市町および関係機関と連携した監視体制に入る。<u>また竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報に注意を払う。</u> (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。</p> <p>第3 各機関における対策 (1) 一般予防対策 公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事中建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。 <u>県は竜巻注意情報が発表された場合は、メール・SNS配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）を行う。また、住民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物などに避難し、屋内では窓ガラスには近づかないなどの対応をとる。</u></p>

現 行	改正後																																																																																																					
<p>県内における日最大風速、日最大瞬間風速の極値</p> <p>(略)</p> <p>第4節 雪害予防計画 第1 道路雪害対策 (土木交通部) 第5節 防災知識普及計画 2 実施計画</p> <p>第5節 防災知識普及計画 第2 防災訓練計画 (各機関) 2 事業計画 (3) 各機関別訓練 エ 避難訓練 (イ) <u>土石流等の危険箇所</u>における避難訓練</p>	<p>県内における日最大風速、日最大瞬間風速の極値</p> <table border="1" data-bbox="1160 300 2063 772"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>彦根</th> <th>大津</th> <th>南小松</th> <th>信楽</th> <th>土山</th> <th>東近江</th> <th>長浜</th> <th>今津</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">日最大風速</td> <td>風 向</td> <td>南南東</td> <td><u>東南東</u></td> <td>北西</td> <td><u>南</u></td> <td><u>東南東</u></td> <td>×</td> <td><u>東南東</u></td> <td><u>東南東</u></td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td>31.2</td> <td><u>14.9</u></td> <td>19.6</td> <td><u>15.2</u></td> <td><u>18.6</u></td> <td>18</td> <td><u>19.6</u></td> <td><u>20.2</u></td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>1934</td> <td><u>2018</u></td> <td>2017</td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> <td>1979</td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>9.21</td> <td><u>9.4</u></td> <td>10.22</td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>9.4</u></td> <td>9.30</td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>9.4</u></td> </tr> <tr> <td>統計開始</td> <td>1893.10</td> <td>1977.12</td> <td>1978.11</td> <td>1978.12</td> <td>1978.12</td> <td>1978.12</td> <td>1978.11</td> <td>1978.11</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">日最大瞬間風速</td> <td>風 向</td> <td><u>南東</u></td> <td><u>南南東</u></td> <td>北北東</td> <td><u>南</u></td> <td><u>東南東</u></td> <td><u>南東</u></td> <td><u>南東</u></td> <td><u>南</u></td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td><u>46.5</u></td> <td><u>31.3</u></td> <td>44.2</td> <td><u>33.0</u></td> <td><u>33.2</u></td> <td><u>32.2</u></td> <td><u>33.6</u></td> <td><u>35.9</u></td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> <td>2017</td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> <td><u>2018</u></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>9.4</u></td> <td>10.23</td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>8.23</u></td> <td><u>9.4</u></td> <td><u>9.4</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 雪害予防計画 第1 道路雪害対策 (土木交通部) 2 実施計画 (4) <u>関係機関の連携</u> <u>各道路管理者および関係機関は、大雪により広域的な交通障害が発生した場合(または発生のおそれのある時)に迅速な対応を行うため、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を共有し、除雪作業および通行規制に関する各機関間の調整を行い、また、住民、道路利用者等に対して情報提供を行うこととする。</u></p> <p>第5節 防災知識普及計画 第2 防災訓練計画 (各機関) 2 事業計画 (3) 各機関別訓練 エ 避難訓練 (イ) <u>土砂災害警戒区域等</u>における避難訓練</p>	地点	彦根	大津	南小松	信楽	土山	東近江	長浜	今津	要素									日最大風速	風 向	南南東	<u>東南東</u>	北西	<u>南</u>	<u>東南東</u>	×	<u>東南東</u>	<u>東南東</u>	風 速	31.2	<u>14.9</u>	19.6	<u>15.2</u>	<u>18.6</u>	18	<u>19.6</u>	<u>20.2</u>	起年	1934	<u>2018</u>	2017	<u>2018</u>	<u>2018</u>	1979	<u>2018</u>	<u>2018</u>	日	9.21	<u>9.4</u>	10.22	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	9.30	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	統計開始	1893.10	1977.12	1978.11	1978.12	1978.12	1978.12	1978.11	1978.11	日最大瞬間風速	風 向	<u>南東</u>	<u>南南東</u>	北北東	<u>南</u>	<u>東南東</u>	<u>南東</u>	<u>南東</u>	<u>南</u>	風 速	<u>46.5</u>	<u>31.3</u>	44.2	<u>33.0</u>	<u>33.2</u>	<u>32.2</u>	<u>33.6</u>	<u>35.9</u>	起年	<u>2018</u>	<u>2018</u>	2017	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>	日	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	10.23	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	<u>8.23</u>	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>
地点	彦根	大津	南小松	信楽	土山	東近江	長浜	今津																																																																																														
要素																																																																																																						
日最大風速	風 向	南南東	<u>東南東</u>	北西	<u>南</u>	<u>東南東</u>	×	<u>東南東</u>	<u>東南東</u>																																																																																													
	風 速	31.2	<u>14.9</u>	19.6	<u>15.2</u>	<u>18.6</u>	18	<u>19.6</u>	<u>20.2</u>																																																																																													
	起年	1934	<u>2018</u>	2017	<u>2018</u>	<u>2018</u>	1979	<u>2018</u>	<u>2018</u>																																																																																													
	日	9.21	<u>9.4</u>	10.22	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	9.30	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>																																																																																													
	統計開始	1893.10	1977.12	1978.11	1978.12	1978.12	1978.12	1978.11	1978.11																																																																																													
日最大瞬間風速	風 向	<u>南東</u>	<u>南南東</u>	北北東	<u>南</u>	<u>東南東</u>	<u>南東</u>	<u>南東</u>	<u>南</u>																																																																																													
	風 速	<u>46.5</u>	<u>31.3</u>	44.2	<u>33.0</u>	<u>33.2</u>	<u>32.2</u>	<u>33.6</u>	<u>35.9</u>																																																																																													
	起年	<u>2018</u>	<u>2018</u>	2017	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>	<u>2018</u>																																																																																													
	日	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	10.23	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>	<u>8.23</u>	<u>9.4</u>	<u>9.4</u>																																																																																													

現 行	改正後																																				
<p>第6節 気象等観測業務計画</p> <p>2 現況</p> <p>(4) 積雪観測所</p> <table border="0"> <tr> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>19 箇所</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td><u>16 箇所</u></td> </tr> </table> <p>(5) 風速観測所</p> <table border="0"> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td></td> </tr> </table> <p>第9節 建造物災害予防計画</p> <p>第2 市街地災害予防計画 (土木交通部)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(2) 市街地再開発事業</p> <p>居住環境の悪い低層の木造建築物が密集した既成市街地において高度利用地区を指定し、細分化された敷地を広く統合して不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、安全で快適な市街地の整備を図る。</p> <p><u>現在までに竣工したものは、守山駅西口地区「セルバ守山」、草津駅前A地区「Lty932(くさつ)」、浜大津駅前B地区「明日都浜大津」、大津駅南地区「プエルタ大津」、大津中央地区「TOWER111」、渋川一丁目2番地区「ザ・草津タワー」、大津駅西地区「ココラス大津」および長浜駅南地区「モンデクール長浜」の8地区である。また、次の地区で計画を進めている。</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>北中西・栄町地区(草津市)</u></td> <td><u>地区面積 0.7ha</u></td> </tr> <tr> <td><u>計画期間</u></td> <td><u>平成26年度～平成30年度(予定)</u></td> </tr> <tr> <td><u>事業計画作成</u></td> <td><u>平成26年度</u></td> </tr> <tr> <td><u>組合設立</u></td> <td><u>平成27年度(予定)</u></td> </tr> <tr> <td><u>工事期間</u></td> <td><u>平成28年度～平成30年度(予定)</u></td> </tr> <tr> <td><u>長浜駅東地区(長浜市)</u></td> <td><u>地区面積 0.6ha</u></td> </tr> <tr> <td><u>計画期間</u></td> <td><u>平成26年度～平成28年度(予定)</u></td> </tr> <tr> <td><u>事業計画作成</u></td> <td><u>平成26年度</u></td> </tr> <tr> <td><u>組合設立</u></td> <td><u>平成26年度</u></td> </tr> <tr> <td><u>工事期間</u></td> <td><u>平成27年度～平成28年度(予定)</u></td> </tr> </table>	西日本高速道路株式会社	19 箇所	中日本高速道路株式会社		国土交通省	<u>16 箇所</u>	中日本高速道路株式会社		<u>北中西・栄町地区(草津市)</u>	<u>地区面積 0.7ha</u>	<u>計画期間</u>	<u>平成26年度～平成30年度(予定)</u>	<u>事業計画作成</u>	<u>平成26年度</u>	<u>組合設立</u>	<u>平成27年度(予定)</u>	<u>工事期間</u>	<u>平成28年度～平成30年度(予定)</u>	<u>長浜駅東地区(長浜市)</u>	<u>地区面積 0.6ha</u>	<u>計画期間</u>	<u>平成26年度～平成28年度(予定)</u>	<u>事業計画作成</u>	<u>平成26年度</u>	<u>組合設立</u>	<u>平成26年度</u>	<u>工事期間</u>	<u>平成27年度～平成28年度(予定)</u>	<p>第6節 気象等観測業務計画</p> <p>2 現況</p> <p>(4) 積雪観測所</p> <table border="0"> <tr> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>19 箇所</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td><u>8 箇所</u></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td><u>14 箇所</u></td> </tr> </table> <p>(5) 風速観測所</p> <table border="0"> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td><u>11 箇所</u></td> </tr> </table> <p>第9節 建造物災害予防計画</p> <p>第2 市街地災害予防計画 (土木交通部)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(2) 市街地再開発事業</p> <p>居住環境の悪い低層の木造建築物が密集した既成市街地において高度利用地区を指定し、細分化された敷地を広く統合して不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、安全で快適な市街地の整備を図る。</p>	西日本高速道路株式会社	19 箇所	中日本高速道路株式会社	<u>8 箇所</u>	国土交通省	<u>14 箇所</u>	中日本高速道路株式会社	<u>11 箇所</u>
西日本高速道路株式会社	19 箇所																																				
中日本高速道路株式会社																																					
国土交通省	<u>16 箇所</u>																																				
中日本高速道路株式会社																																					
<u>北中西・栄町地区(草津市)</u>	<u>地区面積 0.7ha</u>																																				
<u>計画期間</u>	<u>平成26年度～平成30年度(予定)</u>																																				
<u>事業計画作成</u>	<u>平成26年度</u>																																				
<u>組合設立</u>	<u>平成27年度(予定)</u>																																				
<u>工事期間</u>	<u>平成28年度～平成30年度(予定)</u>																																				
<u>長浜駅東地区(長浜市)</u>	<u>地区面積 0.6ha</u>																																				
<u>計画期間</u>	<u>平成26年度～平成28年度(予定)</u>																																				
<u>事業計画作成</u>	<u>平成26年度</u>																																				
<u>組合設立</u>	<u>平成26年度</u>																																				
<u>工事期間</u>	<u>平成27年度～平成28年度(予定)</u>																																				
西日本高速道路株式会社	19 箇所																																				
中日本高速道路株式会社	<u>8 箇所</u>																																				
国土交通省	<u>14 箇所</u>																																				
中日本高速道路株式会社	<u>11 箇所</u>																																				

現 行	改正後
<p>第11節 電力・ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>ア 水害対策</p> <p>(ウ) 変電設備</p> <p><u>浸冠水</u>のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 雷害対策</p> <p>(ア) 送電設備</p> <p>架空地線、避雷装置、<u>アークホーン</u>の設置<u>および</u>接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>(2) 防災業務施設および設備の整備</p> <p>ア 観測、予報施設および設備</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p> <p><u>(イ) 潮位、波高等の観測施設および設備</u></p> <p><u>(ウ) 地震動観測設備</u></p> <p>イ 通信連絡施設および設備</p> <p>(イ) 情報収集伝達体制の強化</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを<u>活用し</u>確実な情報伝達に努める。また、全号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>ウ 非常用電源設備</p>	<p>第11節 電力・ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p><u>関西電力は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u></p> <p>ア 水害対策</p> <p>(ウ) 変電設備</p> <p><u>浸水または冠水</u>のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 雷害対策</p> <p>(ア) 送電設備</p> <p>架空地線、避雷装置<u>および</u>アークホーンの設置、<u>接地抵抗</u>の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>(2) 防災業務施設および設備の整備</p> <p><u>関西電力は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。</u></p> <p>ア 観測、予報施設および設備</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p> <p><u>(イ) 地震動観測設備</u></p> <p>イ 通信連絡施設および設備</p> <p>(イ) 情報収集伝達体制の強化</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、<u>社内の</u>一斉連絡・安否確認システムを<u>用いて</u>確実な情報伝達に努める。また、全号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>ウ 非常用電源設備</p>

現 行	改正後
<p><u>本店、支社等および業務機関は</u>、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>エ コンピューターシステム コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく<u>地震</u>、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>オ 水防・消防に関する施設および<u>設備等</u> 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</p> <p>(ア) 水防関係 e <u>各種舟艇および車両等のエンジン設備</u></p> <p>(イ) 消防関係 a <u>燃料タンク消化設備、燃料タンク冷却用散水設備</u> b <u>化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車</u> c 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備 e 各種消火器具および消化剤 f 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備</p> <p>カ 石油等の流出による災害を防止する施設および<u>設備等</u> 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>(ア) <u>防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器</u> <u>(イ) 油回収船</u> <u>(ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</u></p> <p>キ その他災害復旧用施設および設備 (略)</p> <p>(3) <u>災害対策用</u>資機材等の確保および整備</p>	<p><u>復旧拠点となる事業所については</u>、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>エ コンピューターシステム コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく<u>地震対策</u>、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>オ 水防・消防に関する施設および<u>設備</u> 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</p> <p>(ア) 水防関係 e <u>車両等のエンジン設備</u></p> <p>(イ) 消防関係 (削除) (削除) a 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備 b 各種消火器具および消化剤 c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備</p> <p>カ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>(ア) <u>ガス検知器、漏油検知器</u> <u>(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</u></p> <p>キ その他災害復旧用施設および設備 (略)</p> <p><u>ク 防災機関との事前連携</u> <u>関西電力は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。</u></p> <p>(3) <u>復旧用</u>資機材等の確保および整備 <u>関西電力は、災害に備え、次の事項を実施する。</u></p>

現 行	改正後
<p>ア <u>災害対策用</u>資機材の確保 <u>本店、支社等および業務機関は、災害に備え、</u>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>イ <u>災害対策用</u>資機材等の輸送 <u>本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の</u>輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>ウ <u>災害対策用</u>資機材等の整備点検 <u>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</u></p> <p>エ <u>災害対策用</u>資機材等の広域運営 <u>本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>オ <u>食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> <u>本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p> <p>カ <u>災害対策用</u>資機材等の仮置場 <u>災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u></p>	<p>ア <u>復旧用</u>資機材の確保 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>イ <u>復旧用</u>資機材等の輸送 <u>平常時から復旧用資機材の</u>輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>ウ <u>復旧用</u>資機材等の整備点検 <u>平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>エ <u>復旧用</u>資機材等の広域運営 <u>平常時から復旧用資機材の</u>保有を効率的に行う。<u>災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>オ <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> <u>平時から</u>食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p> <p>カ <u>復旧用</u>資機材等の仮置場の確保 <u>災害発生時に、</u>仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p>
<p>(4) 電気事故の防止</p> <p>ア 電気工作物の巡視、点検、調査等 (略)</p> <p>イ 広報活動 (イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p>	<p>(4) 電気事故の防止 <u>関西電力は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>ア 電気工作物の巡視、点検、調査等 (略)</p> <p>イ 広報活動 (イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 <u>また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。</u></p>

現 行	改正後
<p>(ウ) 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設<u>については</u>、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>(5) 防災教育 <u>本店、支社等および業務機関は</u>、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(6) 防災訓練 <u>本店、支社等および業務機関は</u>、災害対策を円滑に推進するため年 1 回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>第 12 節 鉄道施設災害予防計画 第 2 民有鉄道施設災害予防計画 2 現況 (1) 近江鉄道株式会社 イ 主たる施設 (ウ) 踏 切 175 か所 (1 種甲 <u>144</u>、4 種 <u>31</u>)</p> <p>第 13 節 農林水産関係災害予防計画 2 計画の内容 (1) 営農技術の確立ならびに普及 県は、それぞれの災害に応じた<u>防災技術指針を確立し</u>、農業農村振興事務所および病害虫防除所等を通じて市町、農業団体等に対し情報提供を行うとともに</p>	<p>(ウ) 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設<u>および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの</u>、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>(5) 防災教育 <u>関西電力は</u>、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(6) 防災訓練 <u>関西電力は</u>、災害対策を円滑に推進するため年 1 回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>第 12 節 鉄道施設災害予防計画 第 2 民有鉄道施設災害予防計画__ 2 現況 (1) 近江鉄道株式会社 イ 主たる施設 (ウ) 踏 切 175 か所 (1 種甲 <u>145</u>、4 種 <u>30</u>)</p> <p>第 13 節 農林水産関係災害予防計画 2 計画の内容 (1) 営農技術の確立ならびに普及 県は、それぞれの災害に応じた<u>技術情報を作成し</u>、農業農村振興事務所および病害虫防除所等を通じて市町、農業団体等に対し情報提供を行うとともに、必要</p>

現 行	改正後
<p>に、必要に応じて、説明会・研修会を開催してこれの普及を図る。 (略)</p> <p>第 16 節 災害救助基金の積立および運用計画 1～2 (略) 3 災害救助基金の支出 (略) キ 市町の繰越支弁の補償に要する費用 (法第 <u>29</u> 条)</p> <p>第 18 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 1 (略) 2 具体的施策の展開 (1) ～(2)略 (3) 避難所における要配慮者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。 (略)</p>	<p>に、必要に応じて、説明会・研修会を開催してこれの普及を図る。 (略)</p> <p>第 16 節 災害救助基金の積立および運用計画 1～2 (略) 3 災害救助基金の支出 (略) キ 市町の繰越支弁の補償に要する費用 (法第 <u>30</u> 条)</p> <p>第 18 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 1 (略) 2 具体的施策の展開 (1) ～(2)略 (3) 避難所における要配慮者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、<u>国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」</u>や<u>県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目」</u>等を参考に、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。 (略)</p>

現 行	改正後
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 情報計画</p> <p>第1 災害情報通信計画 (総合政策部)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>イ (略)</p> <p>「関西電力株式会社 <u>(滋賀支社)</u>」 「朝日放送株式会社」</p> <p>第2 気象予警報伝達計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 注意報、警報等の種別</p> <p>この計画における注意報、警報等の種別および基準は、気象庁が定める<u>警報・注意報基準一覧表</u>のとおりとする。</p> <p>ア 特別警報</p> <p><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪によって</u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>カ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の<u>発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。</u></p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(2) 気象予警報の伝達経路 (フロー図省略)</p> <p>「<u>西日本および</u>東日本電信電話株式会社」 「日本放送協会大津放送局」</p> <p>「関西電力株式会社 <u>滋賀電力部</u> (滋賀給電制御所)」</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 情報計画</p> <p>第1 災害情報通信計画 (総合政策部)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>イ (略)</p> <p>「関西電力株式会社」 「朝日放送テレビ株式会社」</p> <p>第2 気象予警報伝達計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 注意報、警報等の種別</p> <p>この計画における注意報、警報等の種別および基準は、気象庁が定める<u>「警報・注意報基準一覧表 (滋賀県)」</u>のとおりとする。</p> <p>ア 特別警報</p> <p><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため</u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>カ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の<u>発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。</u></p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(2) 気象予警報の伝達経路 (フロー図省略)</p> <p>「<u>総務省消防庁</u>」を追加 「<u>西日本電信電話株式会社または</u>東日本電信電話株式会社」 「日本放送協会大津放送局 <u>(※ 大阪放送局)</u>」 <u>※夜間の代行により日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。</u></p> <p>「関西電力株式会社 <u>送配電カンパニー滋賀電力本部</u> (滋賀給電制御所)」</p>

現 行	改正後
<p>(3) 予警報等の伝達機関における措置</p> <p>ア 彦根地方気象台</p> <p>(ア) 気象予警報等および指定河川洪水予報を発表したときは、すみやかに次の各機関に通報するものとする。</p> <p>滋賀県 防災危機管理局</p> <p>国土交通省 滋賀国道事務所 日本放送協会大津放送局 <u>西日本および東日本電信電話株式会社</u> <u>関西電力株式会社滋賀電力部滋賀給電制御所</u> <u>陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊</u></p> <p>なお、通報は防災情報提供システム等によって行うが、不通時においては、<u>非常無線通信または急便</u>によって通報しなければならない。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ <u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>(5) その他</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(3) 予警報等の伝達機関における措置</p> <p>ア 彦根地方気象台</p> <p>(ア) 気象予警報等および指定河川洪水予報を発表したときは、すみやかに次の各機関に通報するものとする。</p> <p>滋賀県 防災危機管理局 <u>総務省消防庁</u> 国土交通省 滋賀国道事務所 日本放送協会大津放送局 <u>(大阪放送局)</u> <u>西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>なお、通報は防災情報提供システム等によって行うが、不通時においては、<u>フ</u> <u>ァックスや電話、非常無線通信など</u>によって通報しなければならない。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ <u>西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社</u></p> <p>(5) その他</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 瀬田川洗堰の放流量の変更(全閉操作を含む。)の通知があった場合は、流域政策局から防災危機管理局へ情報提供し、災害対策(警戒)本部設置時においては災害対策(警戒)本部で共有するとともに、沿岸市に対し、災害対策(警戒)本部から連絡する。</u></p>
<p>第3 災害広報計画 (各機関)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 県における広報</p> <p>エ 広報手段</p> <p>(オ) <u>メール配信システム等</u>による広報(しらせる滋賀情報サービス「しらが」等)</p> <p>オ 放送機関に対する放送要請</p> <p>(ア) 災害放送</p> <p>県は防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため通常使用する手段によって通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年6月20日締結ほか)により、日本放送協会</p>	<p>第3 災害広報計画 (各機関)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 県における広報</p> <p>エ 広報手段</p> <p>(オ) <u>メール・SNS配信システム等</u>による広報(しらせる滋賀情報サービス「しらが」等)</p> <p>オ 放送機関に対する放送要請</p> <p>(ア) 災害放送</p> <p>県は防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため通常使用する手段によって通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年6月20日締結ほか)により、日本放送協会</p>

現 行	改正後
<p>大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、<u>朝日放送株式会社</u>、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社に対して放送を行うことを求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関における広報 ウ 関西電力株式会社滋賀支社 <u>広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について</u> 県民への周知に努める。</p>	<p>大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、<u>朝日放送テレビ株式会社</u>、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社に対して放送を行うことを求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関における広報 ウ 関西電力株式会社滋賀支社 <u>テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により</u> 県民への周知に努める。</p>
<p>第4節 災害救助保護計画</p> <p>第5 給水計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 給水の責任者および給水対象</p> <p>ア 給水の責任者 表中「実施責任者」 水道事業者</p>	<p>第4節 災害救助保護計画</p> <p>第5 給水計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 給水の責任者および給水対象</p> <p>ア 給水の責任者 表中「実施責任者」 水道事業者<u>または水道用水供給事業者</u></p>
<p>第9 文教対策計画 (教育委員会)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) <u>児童・生徒等</u>の安全措置</p> <p>ア 校長は<u>児童・生徒等</u>の安全を確保するため、「大雨、暴風大雪等に関する特別警報」<u>および</u>「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(ア) 小学校・中学校および特別支援学校の場合</p> <p>a 臨時休業 登校前において<u>児童・生徒</u>は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」<u>および</u>「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。</p> <p>b 終業時刻の繰上げ <u>児童・生徒</u>の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し<u>児童・生徒</u>の安全を最優先とし適切な措置をとること。 その際、<u>児童・生徒</u>の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。</p>	<p>第9 文教対策計画 (教育委員会)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) <u>児童生徒等</u>の安全措置</p> <p>ア 校長は<u>児童生徒等</u>の安全を確保するため、「大雨、暴風大雪等を含む特別警報」<u>または</u>「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(ア) 小学校・中学校および特別支援学校の場合</p> <p>a 臨時休業 登校前において<u>児童生徒</u>は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」<u>または</u>「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。</p> <p>b 終業時刻の繰上げ <u>児童生徒</u>の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し<u>児童生徒</u>の安全を最優先とし適切な措置をとること。 その際、<u>児童生徒</u>の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。</p>

現 行	改正後
<p>第11 義援金品配分計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 義援金の募集</p> <p>ア 義援金の募集</p> <p>義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県、被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により<u>協議会</u>を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に被災市町においても行う。</p> <p>イ 義援金の受付 (略)</p> <p>ウ 義援金の配分</p> <p><u>協議会</u>は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。市町は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。</p> <p>なお、配分の対象としては、死者(遺族)、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、<u>協議会</u>で協議のうえ決定するものとする。</p> <p>(2) 義援物資の募集</p>	<p><u>c 警報発表前における特例措置</u></p> <p><u>基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童生徒の安全を最優先とし上記aと同様の措置をとる。</u></p> <p><u>また、学校管理下において、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記bと同様の措置をとる。</u></p> <p><u>d 警報解除後における特例措置</u></p> <p><u>判断の基準時刻とした午前7時まで、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合であっても、学校所在地域や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、市町教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。</u></p> <p>第11 義援金品配分計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 義援金の募集</p> <p>ア 義援金の募集</p> <p>義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県、被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により<u>募集・配分委員会</u>を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に被災市町においても行う。</p> <p>イ 義援金の受付 (略)</p> <p>ウ 義援金の配分</p> <p><u>募集・配分委員会</u>は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。市町は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。</p> <p>なお、配分の対象としては、死者(遺族)、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、<u>募集・配分委員会</u>で協議のうえ決定するものとする。</p> <p>(2) 義援物資の募集</p>

現 行	改正後
<p>ア 義援物資の募集 県および市町は災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めるときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。</p> <p>第6節 交通輸送計画 第2 輸送計画 2 計画の内容 (2) 輸送力の確保 イ 各機関における措置 (ア) 県 b 本部室は、次により処置する。 (b) 自動車については、近畿運輸局滋賀運輸支局に<u>借上調達あっせん</u>を依頼する。 (ウ) 近畿運輸局滋賀運輸支局 防災業務計画実施細目に基づき、必要な措置を講ずるとともに、<u>県の要請等</u>により、輸送機関等に対し<u>調達のあっせんを行う</u>。</p> <p>第11節 電力・ガス施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社） 2 計画の内容 (1) 通報・連絡 <u>ア 通報・連絡の実施</u> <u>本店、支社等および業務機関の担当者は、被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。</u> <u>イ 通報・連絡の方法</u> <u>通報・連絡は、第1章第11節 3項(2)ーイ「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</u> (2) 災害時における情報の収集、連絡 ア 情報の収集・報告 <u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u></p>	<p>ア 義援物資の募集 <u>物資の供給については、県および市町の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、</u> 県および市町が災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、<u>特に必要と認め</u>たときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。</p> <p>第6節 交通輸送計画 第2 輸送計画 2 計画の内容 (2) 輸送力の確保 イ 各機関における措置 (ア) 県 b 本部室は、次により処置する。 (b) 自動車については、<u>輸送機関による輸送協力を</u>近畿運輸局滋賀運輸支局に依頼する。 (ウ) 近畿運輸局滋賀運輸支局 防災業務計画実施細目に基づき、必要な措置を講ずるとともに、<u>本部室からの依頼等により、</u>輸送機関等に対し<u>輸送協力を要請する</u>。</p> <p>第11節 電力・ガス施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社） 2 計画の内容 (1) 通報・連絡 <u>被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。</u> <u>なお、通報・連絡は、第10節3項(2)ーイ「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</u> (2) 災害時における情報の収集、連絡 ア 情報の収集・報告 次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に<u>把握する</u>。</p>

現 行	改正後
<p>(ア) 一般情報</p> <p> c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、<u>お客さま等</u>への対応状況。</p> <p>(イ) 当社被害情報</p> <p> c <u>復旧資材</u>、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>イ 情報の集約</p> <p> <u>本店の対策組織は、支社等および業務機関の対策組織からの被害情報等の報告ならびに独自に</u>国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>ウ 通話制限</p> <p> 災害時の保安通信回線を<u>確保するため</u>、それぞれの対策組織の長は、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p> また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を<u>確保する上で</u>必要と認めるときは、<u>本店にあっては総務室長、支社等および業務機関にあってはその長の判断により</u>通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p> ア 広報活動</p> <p> <u>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、</u>停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</p> <p> また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、<u>第1章</u>第11節3項(4)イに定める広報活動を行う。</p> <p> イ 広報の方法</p> <p> 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(4) <u>対策要員</u>の確保</p> <p> ア <u>対策要員</u>の確保</p> <p> (ア) 夜間、休日に<u>災害発生のおそれがある場合</u>、あらかじめ定められた<u>各対策要員</u>は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p> (イ) <u>対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。</u></p> <p> なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。</p>	<p>(ア) 一般情報</p> <p> c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、<u>県民等</u>への対応状況。</p> <p>(イ) 当社被害情報</p> <p> c <u>復旧用資機材</u>、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>イ 情報の集約</p> <p> 被害情報等の報告<u>および</u>国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から<u>独自に</u>収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>ウ 通話制限</p> <p> 災害時の保安通信回線を<u>確保するために</u>必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を<u>確保するために</u>必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p> ア 広報活動</p> <p> <u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、</u>停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、<u>第10節</u>3項(4)イに定める広報活動を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、<u>第2章</u>第11節3項(4)イに定める広報活動を行う。</p> <p> イ 広報の方法</p> <p> 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p> <u>また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。</u></p> <p>(4) <u>要員</u>の確保</p> <p> ア <u>対策組織要員</u>の確保</p> <p> (ア) 夜間、休日に<u>災害が発生するおそれがある場合には、</u>あらかじめ定められた<u>対策組織要員</u>は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p> (イ) <u>対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p> なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。</p>

現 行	改正後
<p><u>ただし、津波により非難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に本社とする。</u></p> <p>イ 復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく<u>とともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u></p> <p>(5) 災害時における<u>復旧資機材</u>の確保</p> <p>ア 調達 <u>対策組織の長は、</u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする<u>資機材</u>は、次のいずれかの方法により、可及的<u>すみやかに</u>確保する。</p> <p>イ 輸送 <u>災害対策用の資機材</u>の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>ウ <u>復旧資材置場等</u>の確保 災害時において、<u>復旧資機材置場</u>および<u>仮設用地</u>が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(6) 災害時における電力の融通 <u>災害が発生し、</u>電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、<u>本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および広域機関の指示</u>に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p> <p>(7) 災害時における危険<u>予知</u>措置 電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、<u>対策組織の長は、</u>送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p><u>(8)</u> 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、<u>対策組織の長は、被害地域の府県知事</u>に対して自衛隊の派遣を要請する。</p>	<p>イ 復旧要員の広域運営 <u>関西電力は、</u>他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>(5) 災害時における<u>復旧用資機材</u>の確保 <u>関西電力は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</u></p> <p>ア 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする<u>復旧用資機材</u>は、次のいずれかの方法により、可及的<u>速やかに</u>確保する。</p> <p>イ 輸送 <u>復旧用資機材</u>の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>ウ <u>復旧用資材置場等</u>の確保 災害時において、<u>復旧用資機材置場</u>および<u>仮設用地</u>が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(6) 災害時における電力の融通 <u>災害の発生により、</u>電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、<u>広域機関の指示等</u>に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p> <p>(7) 災害時における危険<u>予防</u>措置 電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p><u>(8)</u> <u>災害時における連携</u> <u>災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。</u></p> <p><u>(9)</u> 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、<u>県知事</u>に対して自衛隊の派遣を要請する。</p>

現 行	改正後
<p><u>(9)</u> 災害時における応急対策工事</p> <p>イ 応急工事基準 (オ) 通信設備 可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により<u>通信連絡</u>を確保する。</p> <p><u>(10)</u> ダムの管理</p> <p>エ ダム放流 ダム放流に当たっては、<u>ダム操作規程</u>または<u>ダム管理規程等</u>に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。 なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</p> <p>第2 ガス施設応急対策計画 (大阪ガス株式会社、大津市企業局)</p> <p>1 計画方針 災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの<u>製造供給体制</u>の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。 (略)</p> <p>第13節 相互協力計画</p> <p>1 計画方針 災害が発生した場合、各防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。</p> <p>また、「滋賀県地震防災プラン」の実行計画1「多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する」および実行計画5「県と市町、市町間の連携を強化する」の内容を参考に取り組みを行う。</p>	<p><u>(10)</u> 災害時における応急対策工事 <u>関西電力は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。</u></p> <p>イ 応急工事基準 (オ) 通信設備 <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段</u>を確保する。</p> <p><u>(11)</u> ダムの管理 <u>関西電力は、ダム管理を次のとおり実施する。</u></p> <p>エ ダム放流 ダム放流に当たっては、「<u>ダム操作規程</u>」または「<u>ダム管理規程</u>」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。 なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</p> <p>第2 ガス施設応急対策計画 (大阪ガス株式会社、大津市企業局)</p> <p>1 計画方針 災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの<u>供給体制</u>の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。 (略)</p> <p>第13節 相互協力計画</p> <p>1 計画方針 災害が発生した場合、各防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、「<u>滋賀県災害時受援計画</u>」に基づき、被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。</p> <p>また、「滋賀県地震防災プラン」の実行計画1「多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する」および実行計画5「県と市町、市町間の連携を強化する」の内容を参考に取り組みを行う。</p> <p><u>なお、応急対策を行うに当たっては、支援を効率的かつ効果的に活用できるよう、状況認識の共有化を図る。</u></p>

現 行	改正後
<p>3 市町との相互協力</p> <p>(3) 県は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援を斡旋するものとする。</p> <p>(4) 市町が県に応援または応援の斡旋を求めるときは、県に対し、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>6 関西広域連合との連携</p> <p>(1) 滋賀県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。 また、広域連合構成府県市・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>(2) 滋賀県以外で大規模広域災害が発生した場合 (略) なお、広域連合では、九州地方知事会および関東九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市）とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</p> <p>7 公共的団体との協力体制</p> <p>(4) 公共機関・民間企業、団体との協力体制</p> <p>イ 放送・報道関係 【災害時応援協定編 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (朝日放送株 (略)) ・災害時等における報道要請に関する協定 (朝日放送株、 (略)) <p>オ 応急救援・復旧活動関係 【災害時応援協定編 参照】 (略)</p> <p>カ 物資供給・帰宅困難者支援関係 (略)</p>	<p>3 市町との相互協力</p> <p>(3) 県は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう <u>本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームを市町に派遣するとともに</u>、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援を斡旋するものとする。</p> <p>(4) 市町が県に応援または応援の斡旋を求めるときは、<u>「滋賀県災害時受援計画」および各市町災害時受援計画に基づき</u>、県に対し、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>6 関西広域連合との連携</p> <p>(1) 滋賀県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築することとする。 また、広域連合構成府県市・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に <u>「滋賀県災害時受援計画」に基づき</u>、受援体制を構築することとする。</p> <p>(2) 滋賀県以外で大規模広域災害が発生した場合 (略) なお、広域連合では、<u>中国地方知事会、四国知事会</u>、九州地方知事会および関東九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市）とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</p> <p>7 公共的団体との協力体制</p> <p>(4) 公共機関・民間企業、団体との協力体制</p> <p>イ 放送・報道関係 【災害時応援協定編 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (朝日放送テレビ株 (略)) ・災害時等における報道要請に関する協定 (朝日放送テレビ株 (略)) <p>オ 応急救援・復旧活動関係 【災害時応援協定編 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>滋賀県・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）</u> ・<u>災害時等における相互協力に関する協定書</u> (独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所) <p>カ 物資供給・帰宅困難者支援関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）</u>

現 行	改正後
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 復旧事業の方針</p> <p>カ (略)</p> <p>(ア) 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>県 百二十万円以上 <u>(応急仮工事費を除く)</u></p> <p>市町 六十万円以上 <u>(応急仮工事費を除く)</u></p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>イ 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(オ) 森林組合等の行う<u>湛水土砂</u>の排除事業に対する補助</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 農林漁業復旧資金</p> <p>ア 資金等の種類</p> <p>(イ) <u>農業災害補償法</u>に基づく農業共済制度</p> <p>イ 県および市町の措置</p> <p>(イ) <u>農業災害補償法</u>に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。</p> <p>第5節 被災者等への支援計画</p> <p>第1 災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 給貸与の要領</p> <p>ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの</p> <p>(ウ) 災害援護資金</p> <p>c 貸付条件</p> <p>・ 年利 <u>3%</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 復旧事業の方針</p> <p>カ (略)</p> <p>(ア) 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>県 百二十万円以上 <u>(応急復旧工事、処分費及び事業損失防止施設費を除く)</u></p> <p>市町 六十万円以上 <u>(応急復旧工事、処分費及び事業損失防止施設費を除く)</u></p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>イ 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(オ) 森林組合等の行う<u>堆積土砂</u>の排除事業に対する補助</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 農林漁業復旧資金</p> <p>ア 資金等の種類</p> <p>(イ) <u>農業保険法</u>に基づく農業共済制度</p> <p>イ 県および市町の措置</p> <p>(イ) <u>農業保険法</u>に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。</p> <p>第5節 被災者等への支援計画</p> <p>第1 災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) 給貸与の要領</p> <p>ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの</p> <p>(ウ) 災害援護資金</p> <p>c 貸付条件</p> <p>・ 年利 <u>3%以内で市町条例で定める額</u></p>

現 行	改正後

